

令和8年度
第1回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和8年4月10日開会

高松市農業委員会

令和8年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和8年4月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 20人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 25番 山田 憲一

欠席委員 2人

- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 24番 奈良 稔

農業委員会事務局出席者

事務局 長

兼農政課長 塚原 雅樹

農政課長補佐 森 亮介

農地係長 溝渕 勝久

農政管理係長 山崎 博司

副主幹 金田 篤宗

副主幹 小松 真理

主査 岸下 知世

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第11号 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長（会長） ただ今から、令和8年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、16番 河田委員、17番 神高委員、18番 中田委員、24番 奈良委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は2番真鍋委員及び14番富本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、転用目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

3条許可申請所有権の12番に関連しています。

3番は、転用目的のため、中間管理法の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

議案書2ページを御覧ください。

4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番から3番は、耕作目的のため、中間管理法により貸借していた農地について返還を受けたもので、返還条件はありません。

議案書4ページを御覧ください。

4番から6番は、耕作目的のため、農業経営を縮小する担い手が、中間管理法により使用貸借していた農地を返還するもので、返還条件はありません。

議案書5ページを御覧ください。

7番から9番は、耕作目的のため、農業経営を縮小する担い手が、中間管理法により使用貸借していた農地を返還するもので、返還条件はありません。

議案書6ページを御覧ください。

10番は、売買目的のため、中間管理法により貸借していた農地について返還を受けたもので、返還条件はありません。

11番は、耕作目的のため、農地法第3条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。借人が貸人から申請地13筆について後継者として部分贈与を受けることになっており、3条許可申請所有権の27番に関連しています。

議案書7ページを御覧ください。

12番は、耕作目的のため、農業経営を縮小する担い手が、中間管理法により使用貸借していた農地を返還するもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

岸下主査 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、同居家族が増えたことで居宅及び駐車場が手狭となったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年頃に建築済みですが、関係書類を整理する過程において転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が181.40平方メートルあります。

2番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具などの増加により住宅敷地の拡張が必要となったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

一般基準については、昭和48年頃に建築済みですが、隣接農地の売却に伴い、所有農地の調

査をしていたところ、住宅敷地が農地へと越境していることが判明したことから無断転用の解消を図るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が401.62平方メートルあります。

3番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅建築にあたり農作業に必要な納屋及び作業場が必要となったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年頃に建築済みですが、この度、住宅敷地が農地へと越境していることが判明したことから無断転用の解消を図るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が204.23平方メートルあります。

4番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車両や農機具の増加により駐車スペースが不足したことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和57年頃に建築済みですが、他の農地の転用申請のため所有農地の調査を行ったところ、住宅敷地が農地へと越境していたことが判明したことから無断転用の解消を図るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が177.00平方メートルあります。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

家族の増加により居宅が必要となったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年頃に造成済みですが、相続した農地について調査していたところ転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具などの増加により納屋が必要となったことから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年頃に建築済みですが、相続した農地を整理するため調査をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が713.78平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう
でありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について
は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による
許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小松副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につ
いて御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、令和7年9月10日付けで、露天資材置場・駐車場用地として一時転用許可を受けて
いましたが、工事遅延により工事期間を令和8年9月30日まで延長するため、許可後の事業計
画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1
件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう
でありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いた
しました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題と
いたします。

現地調査の概要を冨本委員から報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の特別現地調査委員は、真鍋委員と私の2名で、午前中に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転1件、賃借権1
件です。賃借権1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施
しています。

内容につきましては、所有権1番は私、賃借権1番は真鍋委員から報告します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転について説
明します。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松市立牟礼南小学校南東100メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地
として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、顧客からの問い合わせ頻度が多く、過去の販売実績からも需要が見込めることから計画したもので、代替地の検討もされた結果、ことடன்志度線塩屋駅から400メートルほどの場所で、通勤、通学にも便利で、半径1キロメートル圏内には小学校、中学校があり、子育て世帯の望む用地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、賃借権1番は、真鍋委員が説明します。

真鍋委員 現地調査委員の真鍋です。

申請地は、高松市立三溪小学校北東500メートルに在り、コンビニエンスストアのフランチャイズ事業を行う法人が、施設の老朽化や混雑時の駐車場の不足から、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、昭和45年に土地改良事業の施工区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地西側には転用者の既存店舗があり、北側は主要地方道三木国分寺線に接していることから、利便性、事業効率がよく、第1種農地の不許可の例外である「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が863.50平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転1件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小松副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年頃に造成済みですが、父からの相続後、居宅売却の手続きを進めるなかで、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、388.12平方メートルあります。

3番は、特別議案です。

議案書11ページを御覧ください。

4番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接しており、代替地の検討もされた結果、介護や子育てなどの相互扶助が見込めることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、放課後児童クラブ用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、檀紙小学校から東50メートルに位置し、運営上利便性が高いことから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農機具倉庫、車庫、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接する所有農地の管理にも利便性が高い場所であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年頃に建築済みですが、今般、転用許可を得ていないことが判明したことから追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措

置も適切であると考えます。

議案書 12 ページを御覧ください。

7番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の事務所用地では駐車スペースが不足しており、代替地の検討もされた結果、事務所の隣接地を譲り受けることができる運びとなったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 3,048.46 平方メートルあります。

8番は、工場・事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の事務所は賃貸借により営業している施設の老朽化や近年の業務内容に適應するために用地不足の解消が必要となったことから、代替地の検討もされた結果、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 13 ページを御覧ください。

1番は、特別議案です。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 14 ページを御覧ください。

1番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 142.98 平方メートルあります。

2番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、子の成長により現住居が手狭となったことから、代替地の検討もされた結果、祖父宅に近く相互扶助が見込めることから、転用申請するもので、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、従業員の増加により駐車場スペースが不足しており、代替地の検討もされた結果、事務所の隣接地を借り受けできる運びとなり、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は父の代の平成8年頃に造成済みですが、転用許可を得ていな

いことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、33.32平方メートルあります。

4番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、子の成長により住居が手狭となり、実家に隣接し、今後の農作業や子育てなど相互扶助が見込める場所を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、7.98平方メートルあります。

議案書15ページを御覧ください。

5番、6番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、借家住まいで、家族の増加に伴い手狭となったことから、将来の親族の介護をなどが見込める祖父の所有農地を借り受けできる運びとなり転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地所有者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権7件、使用貸借6件、計13件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、令和7年10月10日付けで、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可を受けていましたが、譲渡人が隣接する中古車販売店の駐車場用地として転用申請することになったため、3条許可の取消願があったものです。

以上、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については許可
することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による
許可の取消願については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転につ
いて御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は
水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明さ
せていただきます。

2番は、労働力不足の譲渡人から、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が譲り受ける
もので、取得後は麦を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て
満たしています。

3番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取
得後はイチジクを栽培するものです。

4番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取
得後はビワを栽培するものです。

5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻と野菜を栽培するもの
です。

6番は、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取
得するもので、取得後はブドウを栽培するものです。

議案書18ページを御覧ください。

7番も、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもの
で、取得後はブドウを栽培するものです。

8番は、耕作不便のため農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取
得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取
得後は水稻、小麦、野菜を栽培するものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするも

のです。

11番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はトマト、ブロッコリーを栽培するものです。

18条6項通知の2番に関連しています。

議案書19ページを御覧ください。

13番も、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はトマト、ブロッコリーを栽培するものです。

14番は、経営規模を縮小する所有者から、要望を受けた譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

15番も、農業を廃止する所有者から、要望を受けた譲受人が取得するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

16番は、すでに分家独立している親族への譲渡により、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、移転後は水稻、麦を作付けするものです。

17番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

議案書20ページを御覧ください。

18番も、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

19番と20番は、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はそれぞれ野菜を栽培するものです。

21番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が譲り受けるもので、取得後は飼料用トウモロコシを栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

議案書21ページを御覧ください。

22番は、親族に生前部分贈与する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、移転後は水稻を作付けするものです。

23番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は22番の農地への進入路として利用するものです。

24番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、譲受人は隣接の宅地を含む不動産を一括して購入し、移住する旨の誓約書を提出しております。

25番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は

水稻、野菜を栽培するするものです。

26番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書22ページを御覧ください。

27番は、親から子へ生前部分贈与するもので、移転後は花きを栽培するものです。

使用貸借返還通知の11番に関連しています。

28番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

議案書23ページを御覧ください。

29番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

30番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

31番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

32番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

33番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定について御説明いたします。

議案書24ページを御覧ください。

1番は、高齢化による経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が期間10年の使用貸借権を設定するもので、ミカンを栽培するものです。

2番は、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が期間20年の使用貸借権を設定するもので、野菜を栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転33件、使用貸借権の設定2件について御審議いただきますよう、よろしく御願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

岸下主査 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページを御覧ください。

1番は、隣接農地の通作利便性向上のため利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、令和7年頃より隣接農地の作業場として利用しているもので、同要領「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設である堆肥舎、畜舎、納屋等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1ページを御覧ください。令和8年3月5日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページのとおり、同年3月3日付けで市内の土木工事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は高松市三谷町3797番2の山林0.979ヘクタールであります。

3ページに位置図を付しています。

4ページ以降には土地利用計画図、断面図を付しています。

議案書の表紙を御覧ください。

土地開発行為変更の内容は、実施予定期間の延長に伴う採石計画の見直しをするものです。

3月25日に地区担当農業委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の意見について、

御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規
定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土
づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決
定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見につい
てを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見に
ついて御説明申しあげます。

資料2の1ページを御覧ください。

令和8年3月16日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会が
ありました。

これは2ページのとおり、同年3月3日付けで市内の土木事業者から香川県知事宛に採石法
に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

3ページ以降には、位置図、利用計画図等を付しています。

議案書の表紙を御覧ください。

申請者及び土石の採取場は、議案第9号資料で説明しました、みどり豊かでうるおいのある
県土づくり18条第1項と採取場区域は同一であり、現地調査も土地開発行為の協議に係る調査
と併せて実施しております。

地区部会において協議した結果、採取場の下流域には農地及び農業用施設があることから、
高松市長には、表紙の5番の案のとおり、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農
地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見
を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、
御審議をいただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第10号については原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については原案のとおり意見決定し、
回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕農地係長 議案第11号 行政不服審査法に基づく審査請求に係る採決について御説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。

令和7年8月8日付けで、処分庁である高松市農業委員会が農地法第5条に基づく農地転用許可申請に対し不許可処分を行ったことについて、その取消しと許可を求めて、令和7年9月16日付けで提起された審査請求に係る裁決書（案）でございます。

次に、資料3-2を御覧ください。

1ページが審査請求書の1枚目、2ページが不許可書の写し、3ページが本件申請書の鑑、4ページが公図の写し、5ページが土地利用計画図となっております。

こちらの資料も適宜御参照いただきながら、お聞きいただければと思います。

再度、3-1を御覧ください。

裁決書（案）の内容について、御説明いたします。

まず、1ページ、主文でございます。

本件審査請求の趣旨のうち、第1項は棄却し、第2項は却下する、としています。

ここで、審査請求の趣旨につきましては、資料3-2の1ページを御覧ください。

趣旨の第1項で、「本件処分の取消し」、第2項で「本件申請の許可」を求めています。このうち、第1項については棄却、第2項については却下としたものでございます。

次に、事案の概要でございます。

審査請求までの経過について簡単に説明いたしますと、審査請求人は借人と連署で令和7年5月に、露天資材置場用地を目的とする農地転用許可申請を行いました。これに対し、農業委員会定例総会において審議された結果、申請地に隣接する法定外公共物の水路（以下「本件水路」といいます）について、用途廃止等の手続を条件として許可することに決しました。しかし、その後、審査請求人が当該手続を行わない意思を示したことから、再度審議が行われ、同年8月に本件申請は不許可処分とされ、これを不服として、同年9月に本件審査請求が提起されたものでございます。

次に、2ページの審理関係人の主張の要旨について御説明いたします。

まず、審査請求人の主張の要旨について、簡単に御説明いたします。

審査請求人は、本件水路の境界は復元可能であり、また、長年に渡り、申請地と一体として利用されてきた実態があることから、適法に利用できる見込みがあるにもかかわらず、これを否定した処分は事実誤認であると主張しております。

さらに、水路の付け替えや用途廃止手続が未了であるのは過去の行政側の不作為であり、その責任を申請者に負わせるのは不当であるとも主張しております。

加えて、申請地1084番7は、本件水路を利用しなくとも資材置場として独立して利用すること

が可能であり、「申請地と一体としてでなければ目的に供しえない」とする前提自体が誤りであると主張しています。

そのほか、手続の進め方や判断の一貫性にも問題があり、裁量権の逸脱・濫用に当たること、また、本件処分によって保護される公益は乏しく、比例原則や信義則にも反する旨を主張しております。

次に、処分庁の主張の要旨を簡単に説明します。

3ページの中段から御覧ください。

処分庁は、本件水路は高松市が所有する法定外公共物であり、適法に利用するためには所定の手続が必要であるところ、審査請求人はこれを行わない意思を示していることから、本件水路を適法に利用できる見込みがないと主張しております。

また、本件水路は、申請地と一体として利用される土地に該当し、これを適法に利用できない以上、事業の実施は困難であることから、不許可とした判断は法令に基づく適正なものであると主張しております。

さらに、本件処分は、農地法の許可要件を満たさないことを理由とするものであり、裁量権の逸脱・濫用には当たらず、また、公益上の観点からも不合理なものではなく、比例原則及び信義則に反するものではないと主張しております。

4ページを御覧ください。

次に採決の理由について、御説明いたします。

理由の1に、本件処分に係る法令の規定を記載しています。

2(1)に記載のとおり、本件の争点は、申請地と一体として利用される土地(本件水路)について、適法に利用できる見込みがあるか否か、つまり、本件申請が農地法第5条第2項第3号及び同法施行規則第57条第3号に該当するか否かになります。

これを踏まえ、まず、(2)で、本件水路が申請地と一体として利用される土地に該当するかについて検討しています。

資料3-2の4ページ、5ページを御覧になりながら、お聞きください。

本件水路は、申請地に挟まれた狭長な土地であり、申請時点で、埋め立てられ、物理的・機能的に密接に接しています。また、1084番7の幅員や接道状況等から、1084番7の独立利用は困難であると認められます。

このため、本件水路は、申請地と一体として事業の用に供される土地に該当すると判断しております。

次に、5ページ(3)で本件水路を適法に利用できる見込みがあるかについて検討しています。

本件水路は、高松市に帰属する法定外公共物であり、申請時点において、審査請求人に本件水路に所有権や使用権があることは客観的に確認されておりません。

また、用途廃止等の手続により利用可能となるにもかかわらず、審査請求人がこれを行わない意思を明確にしています。

このため、本件水路を適法に利用できる見込みは認められないと判断しております。

以上により、本件申請は法令に定める許可要件を満たさないものと認められ、本件処分は適法かつ妥当であると判断しております。

6ページを御覧ください。

その他の主張についてでございます。

まず（１）境界の明確性や過去の経緯に関する主張については、本件の判断は、申請時点で、申請に係る土地を適法に利用できる見込みがあるか否かにより判断されるべきものであり、本件の結論を左右するものではない判断しております。

次に（２）手続に関する主張については、処分庁が審査請求人に対して一定の説明・対応が行われていたことは認められ、本件処分の判断過程に看過し得ない瑕疵があるとまでは認められません。

次に（３）過去の農地法３条許可との関係性については、審査基準は異なることから、本件処分の判断が否定されるものではないと判断しております。

次に（４）裁量権の逸脱・濫用並びに比例原則及び信義則違反については、許可要件である本件水路の利用見込みが認められない以上、不許可とする判断は法の規定に基づくものであり、重要な事実についての誤認は認められず、また、他事考慮、考慮不尽をうかがわせる事情も認められないことから、裁量権の逸脱・濫用に当たりません。

さらに、本件処分は、社会通念に照らし著しく均衡を失するものとはいえず、比例原則に反するものではありません。また、処分庁の対応が信義則に違反するものとも認められず、公益が乏しいとの主張についても採用することはできないと判断しております。

最後に（５）本件処分の許可を求める部分については、行政不服審査法の制度上、審査請求において求めることができるのは処分の取消し又は変更に限られるため、不適法として却下しております。

7ページを御覧ください。

結論として、以上のとおり、本件審査請求のうち、趣旨の第１項は理由がないことから行政不服審査法第45条第２項の規定により棄却し、趣旨の第２項は不適法であるため却下することとし、主文のとおり裁決するとしております。

以上、議案第11号について、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第12号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和8年3月23日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和8年5月29日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

溝淵農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

期間としましては、令和8年3月4日から同年4月8日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が11件、3月議決分といたしまして4条が13件、5条が24件、合計で4条が13件、5条が35件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が20件、3月議決分といたしまして4条が0件、5条が15件、合計で4条が0件、5条が35件です。

取下につきましては、5条関係の1月分で、3件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

許可保留案件は、ありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和7年9月議決分の所有権、18番、43番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、同年11月議決分の所有権13番が表の右端欄のとおり、開発許可、用途廃止、道路工事承認、法定外占用未了により、許可保留となっております。

次に、同年12月議決分の所有権1番が表の右端欄のとおり、盛土規制、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。令和8年1月議決分の所有権、3番から7番、12番、15番から19番、27番、31番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認、法定外占用、盛土規制未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年2月議決分の所有権、1番、5番、6番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同年3月議決分の所有権、1番、3番から6番、12番、15番、17番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認、盛土規制未了により、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく、3月議決分の所有権、18番、21番、23番、27番、31番、32番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

同じく、3月議決分の使用貸借、3番が、表の右端欄のとおり、相続登記未了により、許可保留となっております。

以上で今回の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和8年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時48分 閉会